

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	38
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	39
○道路の供用の開始……………（道路課）	39
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（会計事務センター）	39
道教育庁釧路教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	40
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	40
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	40

告 示	
北海道告示第768号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年11月16日、オ ロロン土地改良区の定款の変更を認可した。 平成22年11月30日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第769号	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指 定する予定である。 平成22年11月30日 北海道知事 高 橋 はるみ	
1 保安林予定森林の所在場所 函館市瀬田来町462の1・462の2・464・465の1（以上	

- 4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振
興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第770号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第
249号）第29条の規定による通知があった。
平成22年11月30日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡江差町字緑丘186・187（以上2筆国有林。次の
図に示す部分に限る。）180・181・188の1・188の28・
188の29（以上5筆について次の図に示す部分に限
る。）、188の24、188の30、216
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ465地先・
553地先・778の3地先（以上3筆地先国有林。次の図に
示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(フ) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第771号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
当別町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 鷹栖東鷹栖比布線 旭川市東鷹栖八線十六号553番12地先から 平成22. 12. 6
同市東鷹栖八線十七号318番4地先まで

北海道告示第773号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

「新おたる農業協同組合

- | | |
|--------------------------|---------|
| 同 | 小樽支所 |
| 2 売りさばき人の項新おたる農業協同組合の事項中 | 同 赤井川支所 |
| | 同 銀山支所 |
| | 同 積丹支所 |
- を「新おたる農業協同組合赤井川支所」に改める。

道教育庁釧路教育局告示	
北海道教育庁釧路教育局告示第22号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年11月30日 北海道教育庁釧路教育局長 大 山 節 夫 1 落札に係る物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A重油その１（釧路東部A地区） 265,855 ℓ (2) A重油その２（釧路東部B地区） 45,436 ℓ (3) A重油その３（釧路東部C地区） 51,777 ℓ (4) A重油その４（釧路東部D地区） 27,149 ℓ (5) A重油その５（釧路西部地区） 247,531 ℓ 2 落札を決定した日 平成22年10月21日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 北日本石油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸穀町 1 丁目28番 5 号 (2)ア 氏 名 株式会社丸平 イ 住 所 釧路市春日町 3 番 6 号 (3)ア 氏 名 スタンダード石油株式会社 イ 住 所 釧路市南大通 1 丁目 2 番 3 号 (4)ア 氏 名 有限会社すきっぷ イ 住 所 釧路市愛国東 3 丁目 8 番22号 (5)ア 氏 名 金井石油株式会社 イ 住 所 釧路市大町 1 丁目 1 番10号 4 落札金額 (1) 52円70銭 (2) 58円 (3) 64円 (4) 62円80銭 (5) 53円10銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年 9 月 7 日付け北海道教育庁釧路教育局告示第16号	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 釧路市浦見 2 丁目 1 番 1 号
	道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
	北海道選挙管理委員会告示第88号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第 1 項の規定に基づき、同法第12条第 1 項及び同法第17条第 1 項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成22年11月30日 北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸
	道 警 察 本 部 告 示
	北海道警察本部告示第398号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平22年11月30日 北海道警察本部長 殿 川 一 郎 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式 (2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託 特定役務の名称（除雪作業 1 時間当たりの単価）及び調達予定数量 除雪グレーダによる作業 179時間 トラクタショベル（容量1.5～1.7㎡、機械を常備しない期間）による作業 11時間 トラクタショベル（容量1.5～1.7㎡、機械を常備する期間）による作業 244時間 トラクタショベル（容量1.8㎡以上、常駐時間内）による作業 479時間 トラクタショベル（容量1.8㎡以上、常駐時間外）による作業 18時間 ロータリ除雪車による作業 215時間 ダンプトラックによる作業 303時間 道路作業車による作業 170時間 普通作業員による作業 2,283時間 2 落札を決定した日 平成22年10月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社水谷組
(2) 住 所 札幌市中央区南29条西11丁目 4 番13号

4 落札金額

- (1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託
18,165,000円
- (2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託
- | | |
|--|---------|
| 除雪グレーダによる作業 | 4,000円 |
| トラクタショベル（容量1.5～1.7m ³ 、機械を常備しない期間）による作業 | 13,000円 |
| トラクタショベル（容量1.5～1.7m ³ 、機械を常備する期間）による作業 | 3,800円 |
| トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間内）による作業 | 1,550円 |
| トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間外）による作業 | 3,950円 |
| ロータリ除雪車による作業 | 5,300円 |
| ダンプトラックによる作業 | 3,500円 |
| 道路作業車による作業 | 3,500円 |
| 普通作業員による作業 | 2,100円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年 9 月17日付け北海道警察本部告示第335号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
(2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
-